

石油石炭税法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

(輸出免税)

第十一条 省 略

2 省 略

3 第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十六条第三項及び第二十条第九項において同じ。）を含むものとする。

(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)

第十六条 省 略

2 法第十五条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、第三号に掲げる事項は、当該原油等が、関税法（昭和二十九年法律第六十号）第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可（第二十条第八項及び第十一項において「輸入の許可」という。）を受けたものであることを証する書類又は同法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による輸入の許可前における引取りの承認を受けたものであることを証する書類に基づいて記載するものとする。

一十三 省 略

3 前項後段に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

4 省 略

5 省 略

6 省 略

7 国税庁長官は、第二項の申請書の提出があつた場合においてその申請につき承認をし、若しくはしないとき、又は法第十五条第四項の規定により承認を取り消す場合には、その旨（当該承認をしない場合又は取り消す場合にあつては、その旨及びその理由）を書面により当該承認の申請をした

改正前

(輸出免税)

第十一条 同 上

2 同 上

3 第一項第一号に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含むものとする。

(引取りに係る原油等についての課税標準及び税額の申告等の特例)

第十六条 同 上

2 法第十五条第一項の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国税庁長官に提出しなければならない。この場合において、第三号に掲げる事項は、当該原油等が、関税法（昭和二十九年法律第六十号）第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可を受けたものであることを証する書類又は同法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による輸入の許可前における引取りの承認を受けたものであることを証する書類に基づいて記載するものとする。

一十三 同 上

3 同 上

4 同 上

5 同 上

6 国税庁長官は、第二項の申請書の提出があつた場合においてその申請につき承認をし若しくはしないとき又は法第十五条第四項の規定により承認を取り消す場合には、その旨（当該承認をしない場合又は取り消す場合にあつては、その旨及びその理由）を書面により当該承認の申請をした者又

8| 者又は当該承認を受けていた者に通知しなければならない。
省 略

(記帳義務)

第二十条 省 略

255 省 略

6 原油等の輸入業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。
第二項ただし書の規定は、第二号中買受人に関する事項について準用する。

一 省 略

二 販売した、又は精製の委託をして引き渡した原油等の所属区分、所属区分ごとの数量、販売又は引渡しの日及び日に買受人又は引渡しを受けた者の住所及び氏名又は名称

7 第一項に規定する石油精製業者は、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

一 購入した、又は精製の委託を受けて引渡しを受けた原油等の所属区分、所属区分ごとの数量、購入又は受取りの年月日並びに売渡人又は引渡人の住所及び氏名又は名称

二・三 省 略

8 第十八条第三項に規定する特例輸入者は、輸入の許可ごとに、その引取りに係る原油等の所属区分、所属区分ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第四条の十二第二項（帳簿の記載事項等）の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

9| 前項ただし書に規定する書類には、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

10| 省 略

11| 第六項（第二号を除く。）、第七項（第二号及び第三号を除く。）及び前項の場合において、原油等が輸入されたものであるときは、その仕出国名並びに輸入の許可を受けたものにあつては当該輸入の許可の年月日及び

7| は当該承認を受けていた者に通知しなければならない。
同 上

(記帳義務)

第二十条 同 上

255 同 上

6 同 上

一 同 上

二 販売した又は精製の委託をして引き渡した原油等の所属区分、所属区分ごとの数量、販売又は引渡しの日及び日に買受人又は引渡しを受けた者の住所及び氏名又は名称

7 同 上

一 購入した又は精製の委託を受けて引渡しを受けた原油等の所属区分、所属区分ごとの数量、購入又は受取りの年月日並びに売渡人又は引渡人の住所及び氏名又は名称

二・三 同 上

8 第十八条第三項に規定する特例輸入者は、関税法第六十七条（輸出又は輸入の許可）の規定による輸入の許可ごとに、その引取りに係る原油等の所属区分、所属区分ごとの数量並びに当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を帳簿に記載しなければならない。ただし、これらの事項の全部又は一部が関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）第四条の十二第二項（保存すべき書類）の書類又は輸入の許可書に記載されている場合であつて、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができる。

9| 同 上

10| 第六項（第二号を除く。）、第七項（第二号及び第三号を除く。）及び前項の場合において、原油等が輸入されたものであるときは、その仕出国名並びに関税法第六十七条の規定による輸入の許可を受けたものにあつて

その許可書の番号を、関税法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による輸入の許可前における引取りの承認を受けたものにあつては当該承認の年月日及びその承認書の番号を、付記しなければならない。

12| 前項に規定するもののほか、第十項の場合において、当該原油等が他の法律の規定により石油石炭税の免除を受けた、又は受けるべきものであるときは、その旨を付記しなければならない。

附 則

（施行期日）

1| この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2| 改正後の石油石炭税法施行令（次項において「新令」という。）第十六条第三項の規定は、この政令の施行の日（次項において「施行日」という。）以後に提出する同条第二項の申請書への同項後段の規定による記載について適用する。

3| 新令第二十条第九項の規定は、施行日以後に石油石炭税法第十八条第三項に規定する特例輸入者が新令第十六条第二項に規定する輸入の許可を受ける石油石炭税法施行令第十五条第一項第三号に規定する原油等につき新令第二十条第八項ただし書の規定を適用する場合について適用する。

は当該輸入の許可の年月日及びその許可書の番号を、同法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）の規定による輸入の許可前における引取りの承認を受けたものにあつては当該承認の年月日及びその承認書の番号を、付記しなければならない。

11| 前項に規定するもののほか、第九項の場合において、当該原油等が他の法律の規定により石油石炭税の免除を受けた、又は受けるべきものであるときは、その旨を付記しなければならない。